

国立国会図書館の支部図書館制度について
—行政・司法各部門へのサービス提供—

国立国会図書館 総務部 支部図書館・協力課 運営係長
竹林 晶子

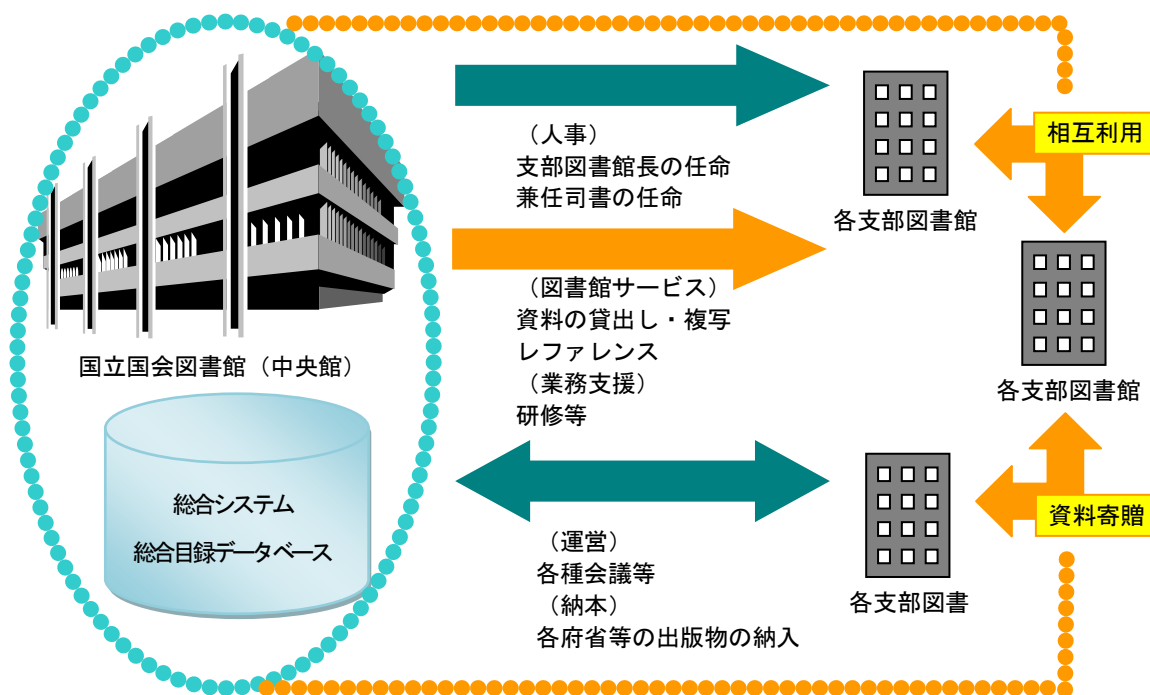
1. はじめに

国立国会図書館は、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政・司法各部門に対し、さらに日本国民に対して図書館奉仕を提供することが、国立国会図書館法により定められています。このうち行政・司法各部門へのサービスは、各府省等に国立国会図書館の支部図書館を設置し、それにより形成される図書館ネットワークを通じて提供されています。本報告では、まず支部図書館制度の沿革及び支部図書館となっている府省等の図書館について簡単に御紹介した上で、国立国会図書館が支部図書館制度における中央館として各館に行う図書館サービス及び業務支援、支部図書館相互の連携・協力に対する支援、支部図書館制度の運営及び今後の主な課題について御説明します。

2. 支部図書館制度の沿革

国立国会図書館の設立に際して、衆議院議長及び参議院議長の要請により、米国図書館使節としてヴァーナー・W. クラップ米国議会図書館副館長及びチャールズ・H. ブラウン米国図書館協会東洋部委員長が1947年12月に来日しました。両氏は、国立国会図書館を中核として政府図書館の一大協力組織を確立することを勧告し、これを受けて衆・参両議院の図書館運営委員会で議論された結果、国立国会図書館法にその制度化が盛り込まれ、1948年8月に18館の支部図書館が誕生しました。その後、行政機構改革に伴う新設・統廃合等を経て、現在は27館で構成されています。

立法・行政・司法の三権にまたがる支部図書館制度は、世界的にも他に例を見ない制度です。この三権の円滑な調整を図るため、国立国会図書館連絡調整委員会が設置されました。この委員会は、衆議院及び参議院の議院運営委員長、最高裁判所判事、国務大臣（現在は文部科学大臣）の4名で構成されており、1948年から1961年にかけて8回の勧告を行い、支部図書館制度の強化・発展を促しました。その後、国立国会図書館中央館及び支部図書館の委員から成る、支部図書館制度審議会が設置され、1970年に、支部図書館の制度上の地位及び機構の明確化と、機能の充実を図るための具体的な改善策をとりまとめました。その後も、後で述べる各種会議において協議を行い、また中央館・支部図書館の中期計画策定等により、支部図書館制度運営の改善に努めています。



3. 行政・司法各部門支部図書館の概要

国立国会図書館の支部となっている府省等の図書館は、現在、行政部門に 26 館、司法部門に 1 館（最高裁判所図書館）あります。また、そのうち農林水産省図書館、国土交通省図書館及び海上保安庁図書館には、分館が合計 6 館置かれています。それぞれ沿革、規模、サービス等が異なる多様な図書館の集まりです。各館は支部図書館の一員であると同時に、各府省等の業務に資するための専門図書館として設置されており、その施設・予算・職員は、いずれも所属する府省等が所管しています。ただし支部図書館長については、連絡調整委員会委員の推薦により国立国会図書館長が任命しています。また各支部図書館職員のうち各 1 名が国立国会図書館司書を兼任し、中央館との連携を密にする役割を果たしています（この職員を「兼任司書」と呼んでいます）。

支部図書館の規模を今年 3 月末における図書の蔵書数で見ると、10 万冊未満が 20 館、10 万冊以上 20 万冊未満が 10 館、20 万冊以上が 3 館で、小規模な館が多いのですが、館により相当の差があります。その蔵書構成は、所属府省等の刊行資料、法律関係等の業務に関する基本的な資料、組織内の複数の部署で利用される資料等を中心とする傾向はあるものの、各館の沿革や所掌業務により異なります。例えば法務図書館及び最高裁判所図書館では、19 世紀後半から収集されている豊富な法令集・判例集等の法律関係資料を所蔵しています。また、宮内庁図書館の皇室関係資料や、気象庁図書館の天気図といった各館に特有のコレクションがあります。

今年 3 月末における各館の職員数は、2 人～4 人が 12 館、5～9 人が 15 館、10 人～23 人が 6 館です。公務員の削減を迫られている中で的人员確保は厳しい状況にあり、他の業

務と兼任している職員や事務補助員も多いのが現状です。また、基本的に支部図書館職員は図書館専門職として採用されず、事務職員全体の組織内異動に含まれるため、着任して初めて図書館業務を経験し、2～3年で別の部署に異動してしまう職員も少なくありません。

提供するサービスも、館により異なる点があります。例えばサービス対象については、所属府省等の職員を対象として外部には開放していない館がある一方で、広く一般利用者を受け入れている館もあります。

4. 支部図書館に対する図書館サービスの提供

国立国会図書館は、総務部支部図書館・協力課を窓口として、支部図書館を通じて府省等職員へ図書館サービスを提供すると共に、支部図書館に各種の支援をしています。

まず図書館サービス提供では、中央館の豊富な情報資源を活かして、府省等の職員が必要な情報を迅速に入手できるよう便宜を図っています。中央館の資料は一般利用者への館外貸出を行っていませんが、府省等の職員は、業務上必要な資料を、所属府省等の支部図書館が中央館から借り受ける形で利用できます。複写については、業務上必要な場合は中央館内で一定枚数まで無料でできます。

また、電子ジャーナルや有料データベースを契約して中央館内のパソコンで提供しており、府省等職員は、業務上必要な場合は中央館に来館のうえ一定枚数まで無料でプリントアウトできます。そのうち2件のデータベースは、各支部図書館のパソコンでも利用できるようにしました。レファレンス・サービスも、支部図書館を通じて提供しています。

5. 支部図書館に対する業務支援

中央館は、支部図書館がサービスや運営を円滑に行うための業務支援も行っています。

支部図書館職員は、図書館業務の経験がない職員が配属されることが多いため、業務に必要な基礎知識を習得するための研修を中央館で毎年実施しています。新規配属職員に対しては、支部図書館制度の概要、中央館サービスの説明、著作権やレファレンス・ツールの基礎を短時間にまとめた研修を行っています。また実践的な基礎知識習得のための「司書業務研修」では、図書館情報学入門、資料保存、目録法入門、分類法入門、分野別レファレンス・サービス等を10科目程度実施しており、特に実習を主体とする資料保存研修は、各館から高い評価を得ています。さらに、業務経験のある職員にも役立つように、著作権や広報、図書館見学等の特別研修も実施しています。

支部図書館では所蔵資料のデジタル化に対する関心が高まっており、独自にデジタル化を進めている館もありますが、高額のコストがかかるため実施は容易ではありません。中央館では、2009年度及び2010年度の補正予算で所蔵資料の大規模なデジタル化を実施しました。その際には支部図書館にも要望を聞き、支部図書館4館の所蔵資料の中から、合計約5,500冊をデジタル化の対象に含めました。

その他、各館から資料保存等に関する相談が寄せられると、支部図書館・協力課の仲介

により中央館内の関係部署が対応しています。

6. 支部図書館相互の連携・協力に対する支援

支部図書館相互の連携・協力を支援することも、中央館の重要な役割です。府省等の職員は、所属府省等の支部図書館を通じて、図書館の相互貸出しの形で他の支部図書館の所蔵資料を利用できます。中央館は、相互貸出しの共通規則を管理し、蔵書検索ツールの整備を行っています。各館では、霞が関 WAN（府省等の LAN を相互に接続した政府専用のネットワーク）内またはインターネット上で個別に蔵書検索システムを運用しています。そのため中央館は、霞が関 WAN 内に分散型総合目録データベースを構築し、同 WAN 内にサーバのある支部図書館の蔵書検索システムについては、一括検索ができるようにしました。現在は 19 館が参加しています。これにより、自館にない資料の他館所蔵状況を容易に検索できるようになりました。支部図書館の多くは政府機関の庁舎が集中する霞が関にあります。中央館も霞が関から徒歩で行けますが、すぐ傍にある他の支部図書館を利用できる方が短時間で資料を入手できるため、有益な手段となっています。

また支部図書館は、所属府省等の刊行物を相互に寄贈しています。中央館は、支部図書館 27 館を巡回する連絡自動車便を毎週運行しており、これにより寄贈資料を各館から預かって、翌週の自動車便で寄贈先の各館へ配布しています。

7. 支部図書館制度の運営

支部図書館制度の運営については、各支部図書館の職員が中央館に集まって開かれる会議で協議されています。まず中央館総務部長と各支部図書館長からなる中央館・支部図書館協議会が、年 2～3 回開催されています。協議会の下には、支部図書館長 7 名から成る幹事会があります。また、各館の兼任司書が実務的な課題について協議する兼任司書会議も、年 3 回程度開催されています。さらに、国立国会図書館長と各支部図書館長との懇談会を毎年 12 月頃に開催し、各館との連携強化に努めています。

また中央館と支部図書館及び支部図書館相互の情報共有を図るため、霞が関 WAN 内に「中央館・支部図書館総合システム」を中央館が作成し運用しています。府省等職員向けのページには、各支部図書館の利用案内等を掲載し、支部図書館職員向けのページには、中央館の利用方法等のマニュアル、各種会議の配布資料及び議事概要、研修の配布資料、支部図書館関係の法規や事業計画等をまとめて掲載しています。

国立国会図書館の資料は、主として国内出版物の納本制度によって収集されていますが、支部図書館は、所属府省等の出版物を納本する窓口の役割を担っており、先に述べた連絡自動車便により納本資料を中央館に送付しています。

8. 今後の課題

国立国会図書館が、中央館として支部図書館制度の充実・進展に取り組む上で、次のよ

うな点が主な課題として挙げられます。

まずは、図書館サービスの拡充です。中央館では、電子図書館事業としてデジタル・アーカイブの構築や、情報資源探索ツールの充実、各種情報をワンストップで入手できる窓口の開発等を進めています。これらについて支部図書館を通じて府省等職員に周知することで、遠隔サービスの活性化を図りたいと考えています。

各種の支援については、支部図書館の多様性への配慮が課題となっています。各館により特性や事情が異なるため、全館に有益な支援方法を見出すことは困難です。中央館は、多くの支部図書館に共通するニーズを見出して支援を行うと共に、異なるニーズを持つ館があることにも留意し、全体のバランスに配慮した支援が求められています。

そのためには、府省等職員及び支部図書館のニーズを的確に把握する必要があります。中央館は、2008年度から隔年で、インターネットのアンケートシステムにより府省等職員に対して、中央館及び支部図書館のサービスに関するニーズ調査を実施しています。また、中央館職員が各支部図書館を訪問してヒアリングを行い、研修受講者へはアンケート調査を実施し、また各種会議での協議等を通じて、各支部図書館のニーズ把握に努めています。

現行の中央館・支部図書館中期計画は来年3月末までで終了するため、目下は次期計画策定の準備を進めています。国立国会図書館は、支部図書館制度の中核として、各支部図書館の実情やそれを取り巻く環境の変化を踏まえ、現在の取組みの改善を図ると共に、より効果的な支援方法を模索していきたいと考えています。